

寄居町
男女共同参画推進プラン
2020（案）

令和 年 月

寄 居 町

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	近年の動向	2
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	5
第2章	寄居町の男女共同参画にかかると現状	6
1	人口の状況	6
2	労働力の状況	8
3	出生の状況	9
4	男女共同参画社会の認知度	10
5	女性の参画状況	11
6	家庭生活の状況	12
第3章	計画の基本的な考え方	13
1	基本理念	13
2	基本目標	14
3	計画の体系	15
4	数値目標一覧	16
第4章	施策の方向	17
1	男女共同参画意識を広める	17
2	男女共同参画を推進する	23
3	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）	32
4	推進体制を整備する	35

男女共同参画社会とは

全ての個人一人ひとりが性別にとらわれず、互いに尊重し、自らの意思に基づき、社会のあらゆる場面で個性と能力を活かし、自分らしく輝ける多様性に富んだ豊かで活力ある社会をいいます。

家庭では

○家族全員が互いに協力し合っ
て、家事・子育て・介護などを行
っている



子育てでは

○子育て家庭にとって、多様なサ
ービスが活用でき、安心して子
どもを産み育てられる環境が整
っている

学校では

○一人ひとりの個性や能力を伸ば
す教育が行われ、互いの個性が
尊重される
○個人の能力と適正に応じた進路
指導が行われる



職場では

○雇用において男女の均等な機会
と待遇が確保されている
○男女共に、育児休業や介護休業
がとしやすいなど、仕事と家庭
生活のバランスの取れた職場環
境が実現している

地域では

○自治会や PTA などの地域活動
において、男女が共に参画し、住
みよい地域づくりをしている
○性別や国籍を問わず誰もが防災
などの地域活動に参画している



介護では

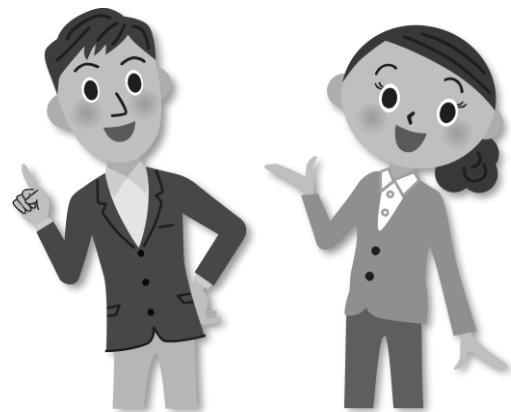
○必要に応じて、多様な介護サー
ビスが活用でき、家族が協力して
介護を行う



1 / 計画策定の趣旨と背景

本町では、平成 16 年（2004 年）3 月に『寄居町男女共同参画推進プラン』を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。平成 22 年（2010 年）3 月には、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、『寄居町男女共同参画推進プラン 2010』を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や各種施策の計画的な推進を図ってきました。

令和 2 年（2020 年）3 月に『寄居町男女共同参画推進プラン 2010』の計画期間が終了することから、改めて本町の課題を見直すとともに、前回計画策定後の男女共同参画に関する国・県の動向や「平成 30 年度 男女共同参画に関する意識調査」の調査結果、『第 6 次寄居町総合振興計画』等を勘案し、引き続き取り組むべき課題や新たな課題に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として『寄居町男女共同参画推進プラン 2020』を策定いたしました。



2 / 近年の動向

(1) 世界の動き

昭和50年（1975年）に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における「世界行動計画」の採択をはじめ、昭和51年（1976年）から始まる「国連婦人の10年」以降、様々な取組が行われてきました。

近年では、平成24年（2012年）3月に、第56回国連婦人の地位委員会において、防災・復興におけるジェンダー視点の重要性を強調した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント^{※1}」についての決議案が採択されました。これは東日本大震災の経験や教訓を共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国が初めて国連婦人の地位委員会に提出したものです。

また、平成27年（2015年）9月に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs^{※2}）が採択され、「目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が17の目標の一つに掲げられました。これを受けて、平成28年（2016年）5月に、G7伊勢志摩サミットにてジェンダー格差の解消や、女性の進出等について具体的な行動をとる指針となる「女性の能力開花のためのG7行動指針」が取りまとめられました。

(2) 日本の動き

日本では、平成11年（1999年）の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画を通じたポジティブ・アクション^{※3}をはじめとした様々な取組を進めてきました。

近年では、平成25年（2013年）7月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の第3次改正が行われ、法律名称の「保護」が「保護等」に変更されました。改正内容は、適用対象の拡大で、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）の相手からの暴力及びその被害者」についても、DV防止法の規定が準用されることとなりました。

※1 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント：東日本大震災の経験や教訓を世界の国々と共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、国連婦人の地位委員会に提出した決議案のこと。

※2 SDGs（持続可能な開発目標）：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。

※3 ポジティブ・アクション：社会的・構造的な差別によって不利益を被っているものに対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

平成 27 年（2015 年）には、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

このような中、平成 27 年（2015 年）12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女共に暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、また、踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて女性採用・登用を進めるとともに、男女の暮らし方、意識の改革を進めています。

また、平成 30 年（2018 年）5 月には、政治分野における男女共同参画を推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されています。

（3）埼玉県の動き

埼玉県では、平成 12 年（2000 年）、「埼玉県男女共同参画推進条例」の制定を契機とし、男女共同参画社会の実現に向けた各施策を進めており、平成 29 年（2017 年）には「埼玉県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成 29（2017）～33（2021）年度）を策定しています。さらに、女性の活躍による経済の活性化を目指す埼玉版ウーマノミクスプロジェクト^{※4}を積極的に推進しています。

（4）寄居町の動き

本町では、町民の男女共同参画に関する意識を新たな計画に反映するため、平成 30 年（2018 年）9 月に「男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

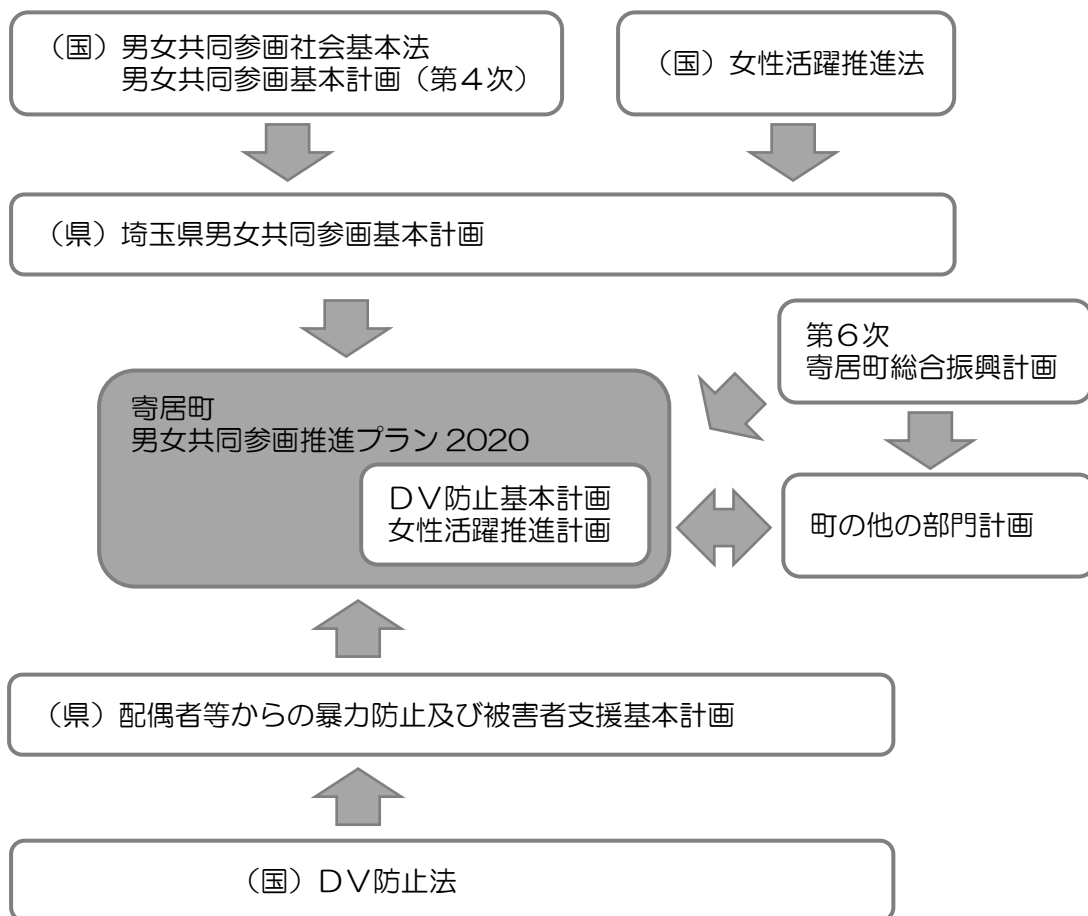
また、国や県の動向を踏まえ、令和 2 年（2020 年）3 月に、『寄居町男女共同参画推進プラン 2020』を策定しました。

^{※4} 埼玉版ウーマノミクスプロジェクト：女性がいきいきと夢を持って活躍することができるよう社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながることを目指した埼玉県の取組。「ウーマノミクス」はウーマン（Women）＋エコノミクス（Economics）の造語。

3 計画の位置付け

本計画は、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、町が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付け、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案するとともに、町の最上位計画である「第6次寄居町総合振興計画」をはじめ、他分野の計画との整合を考慮した計画です。
- (2) 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。
- (3) 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく町の基本計画としても位置付けます。



4 計画の期間

計画期間は、県の「埼玉県男女共同参画基本計画」や「第6次寄居町総合振興計画」の最新の見直しを反映するため、令和2年（2020年）～令和10年（2028年）の9年間とします。

ただし、社会情勢の変化、国や県の動向、総合振興計画のローリング及び計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行います。また、実施計画については前期を4年間、後期を5年間とし、令和5年度に見直しを行います。

平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
寄居町男女共同参画推進プラン2010		寄居町男女共同参画推進プラン2020									
町民意識調査	見直し			町民意識調査	見直し					町民意識調査	見直し
第6次寄居町総合振興計画											
埼玉県男女共同参画基本計画				埼玉県男女共同参画基本計画							

5 計画の策定体制

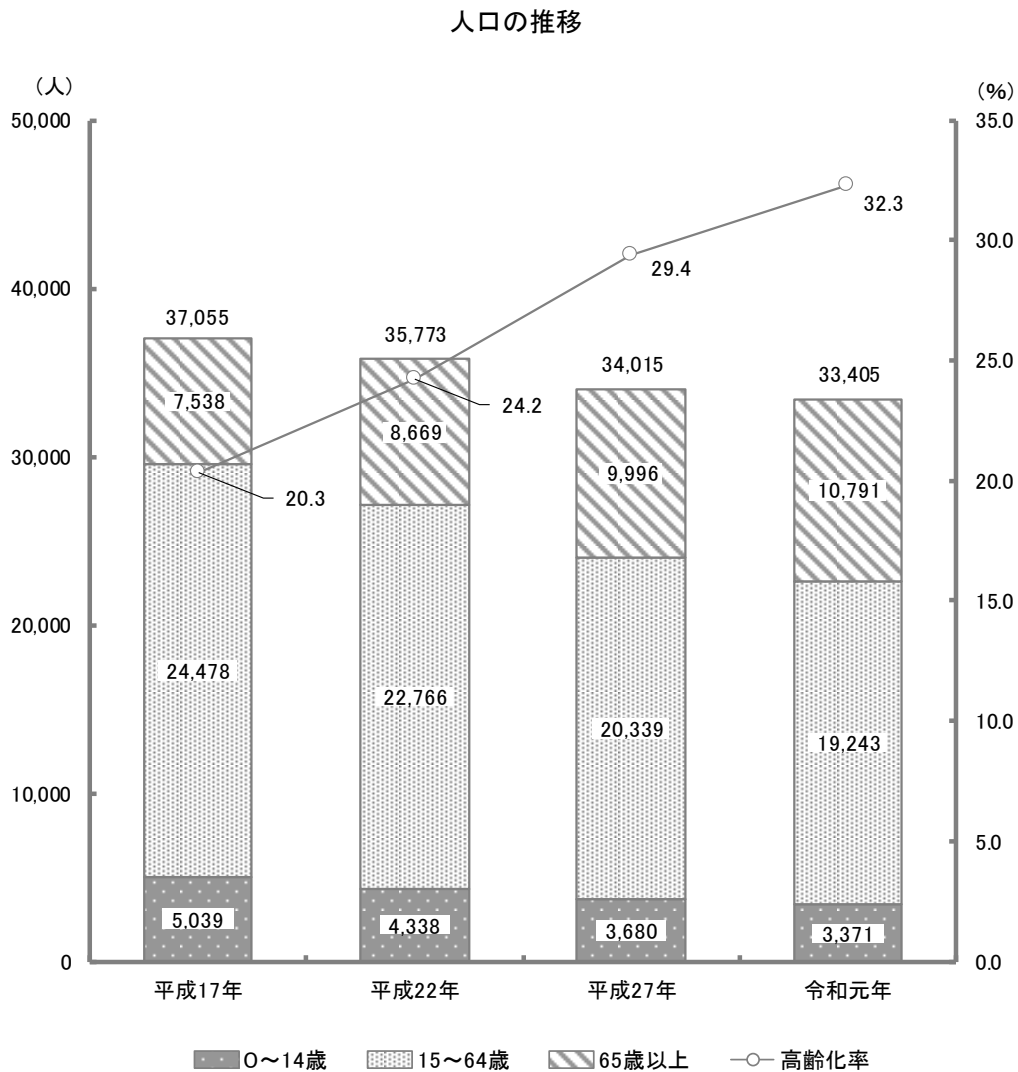
策定にあたっては、庁内で男女共同参画を推進していくために組織している「寄居町男女共同参画庁内推進委員会」、町政運営の基本方針等を協議する「政策会議」や住民の代表である「寄居町議会」、住民参画による「寄居町男女共同参画推進懇話会」において審議等を重ねるとともに、男女共同参画に関する意識調査の実施、パブリックコメント^{※5}の実施などを通して、広く住民意見の聴取と反映に努めました。

※5 パブリックコメント：行政機関が計画等を策定する場合や、規制を制定・改廃する場などに案をあらかじめ公表し、広く住民から意見や情報を募集する手続。

1 / 人口の状況

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は年々減少し、令和元年で 33,405 人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14 歳は減少しているのに対し、65 歳以上は増加しており、高齢化率は令和元年で 32.3%となっています。

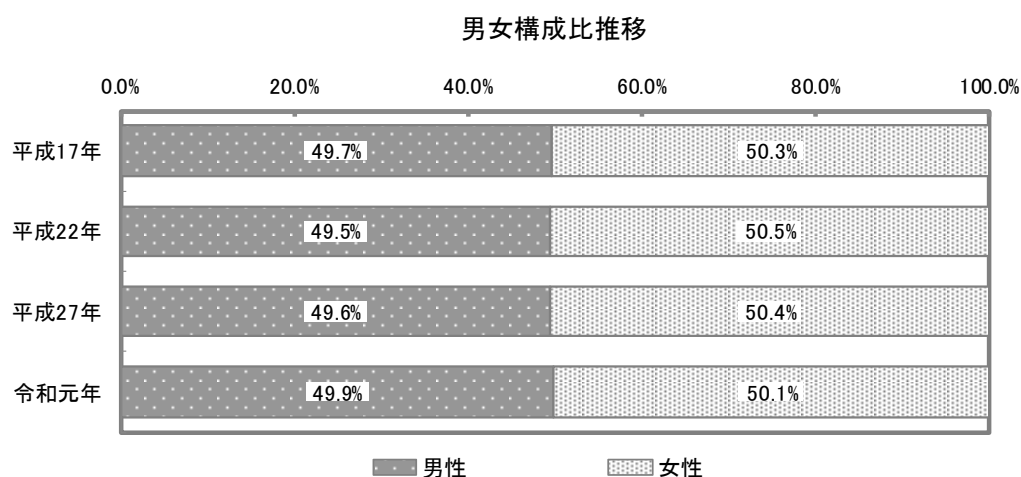


資料：平成17年～平成27年は国勢調査、令和元年は住民基本台帳10月1日現在
 ※年齢不詳は除外。

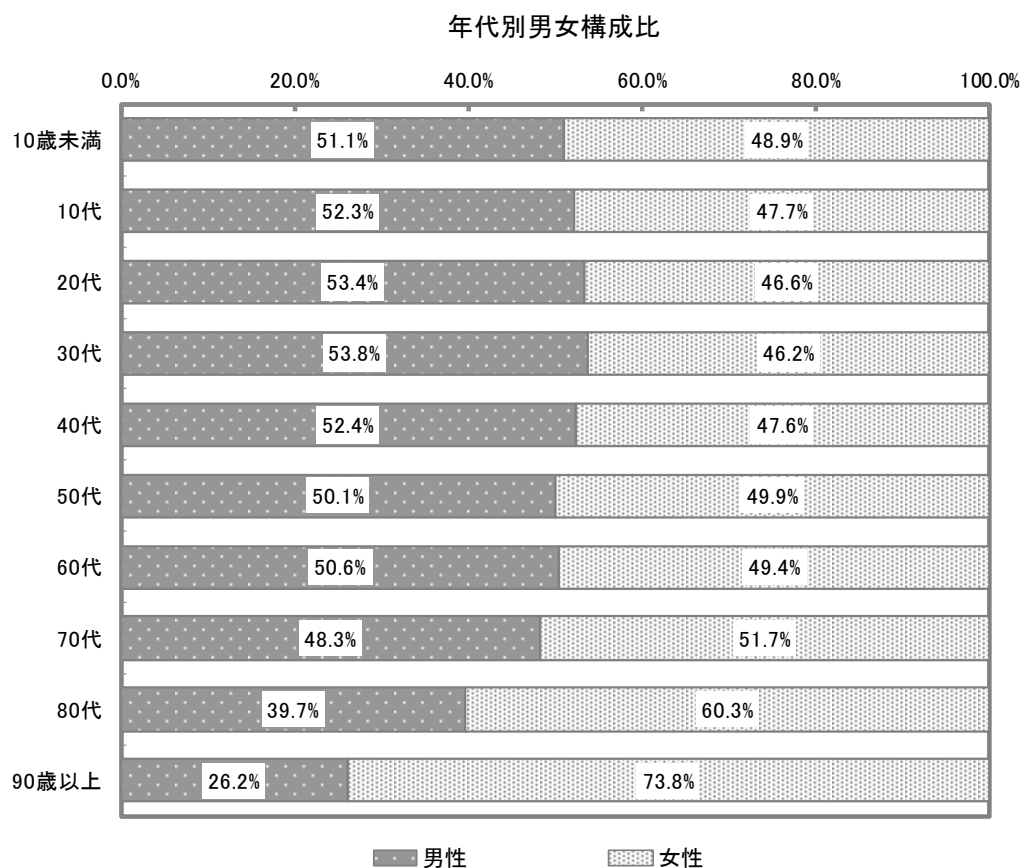
(2) 男女構成比

人口の男女構成比をみると、平成17年以降、わずかに女性の割合が男性の割合を上回っており、令和元年10月1日現在で、男性が49.9%、女性が50.1%となっています。

年代別にみると、60代までは男性の割合が高く、70代以降は女性の割合が高くなっています。



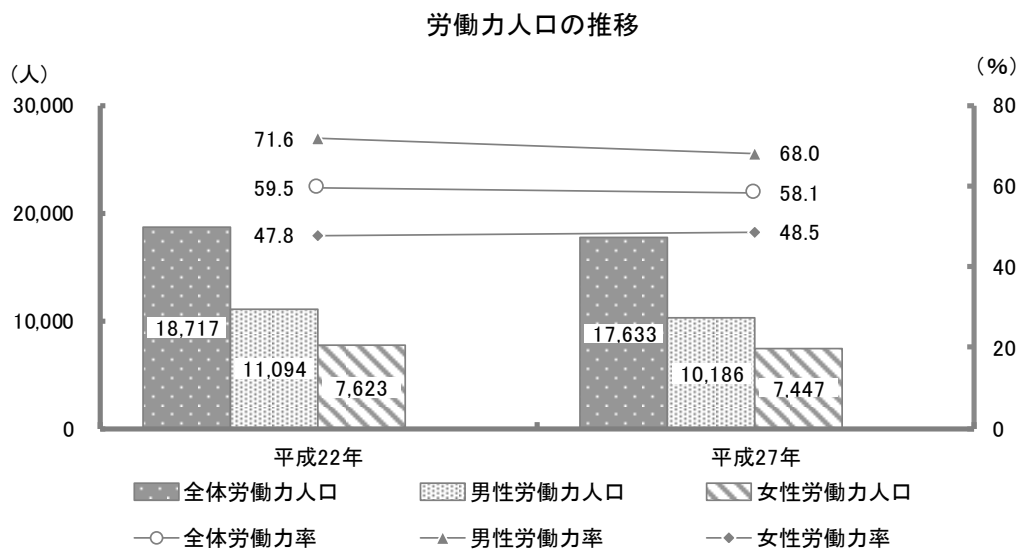
資料：平成17年～平成27年は国勢調査、令和元年は住民基本台帳10月1日現在



資料：住民基本台帳令和元年10月1日現在

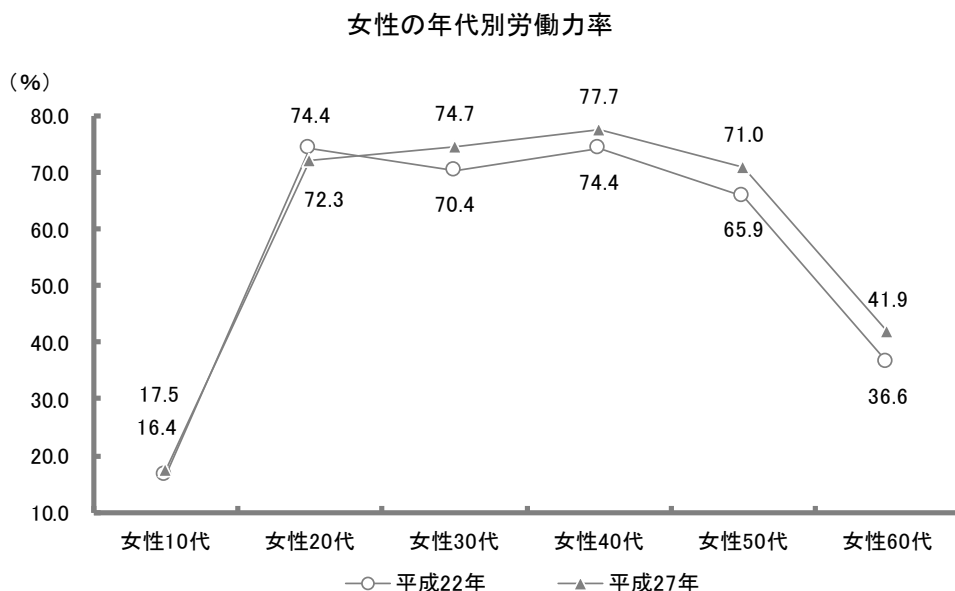
2 労働力の状況

労働力人口^{※6}の推移をみると、平成22年から平成27年にかけて、男性の労働力率は3.6ポイント減少し、女性の労働力率は0.7ポイント増加しました。



資料：国勢調査

女性の年代別労働力率をみると、平成22年は出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブ^{※7}を描いています。落ち込みの大きい30代の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇している一方で、20代の就業率は減少しています。



資料：国勢調査

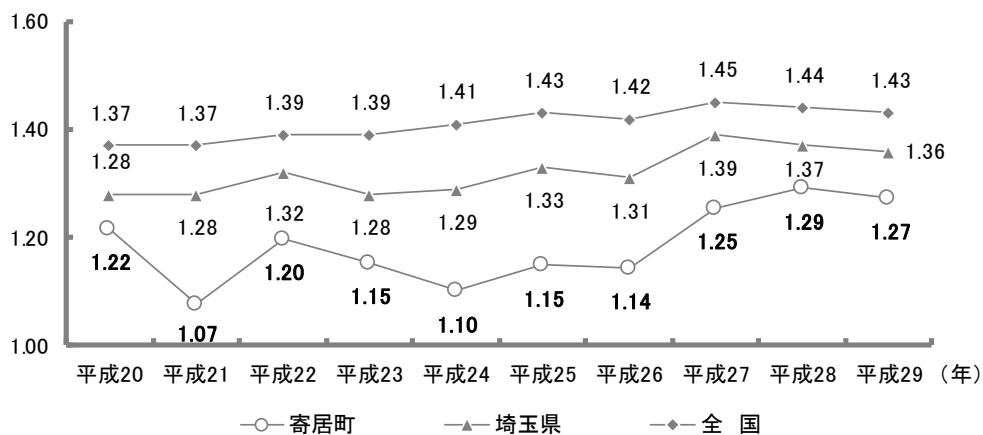
※6 労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせた、労働する能力と意思をもつ者の数

※7 M字カーブ：女性の^{※7}労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）が、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字曲線を描くことを示す。

3 出生の状況

合計特殊出生率の推移をみると、平成20年以降、増減をくり返しながら減少傾向にありましたが、平成26年以降増加傾向となっており、平成29年で1.27となっています。また、全国・埼玉県と比較すると低い値となっています。

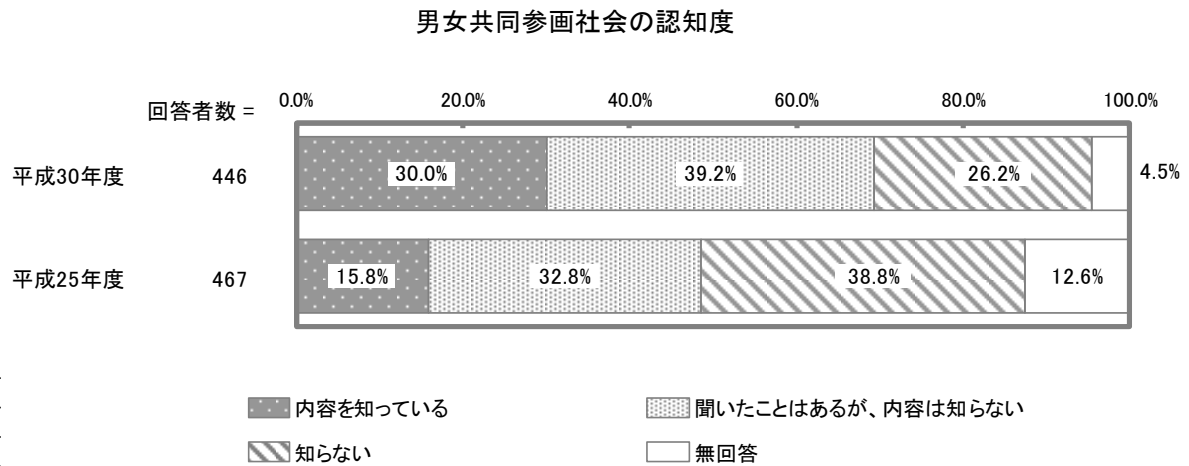
合計特殊出生率の推移（寄居町、埼玉県、全国）



資料：埼玉県保健統計

4 男女共同参画社会の認知度

男女共同参画社会の認知度をみると、「内容を知っている」の割合が平成30年度調査で30.0%と、平成25年度調査に比べ14.2ポイント増加しました。

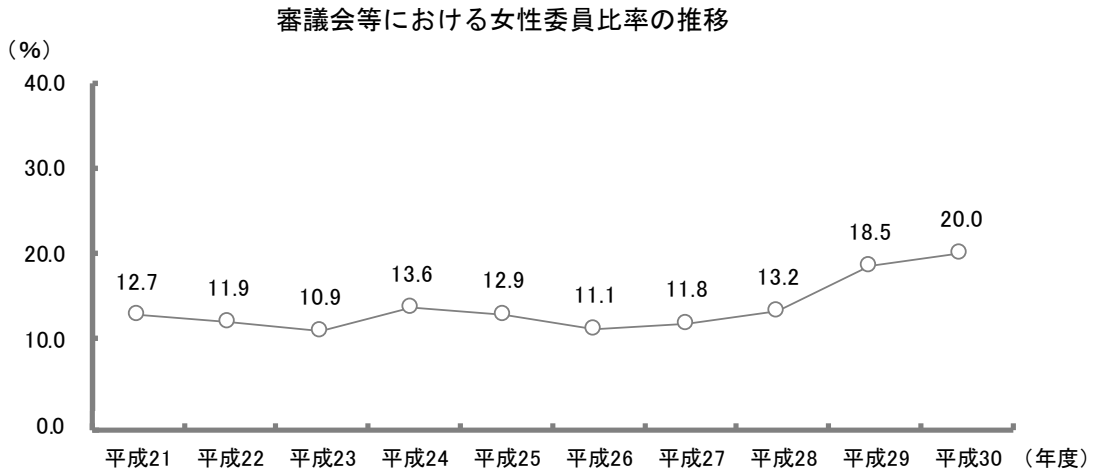


資料：男女共同参画に関する意識調査

5 / 女性の参画状況

(1) 審議会※⁸等における女性委員比率の推移

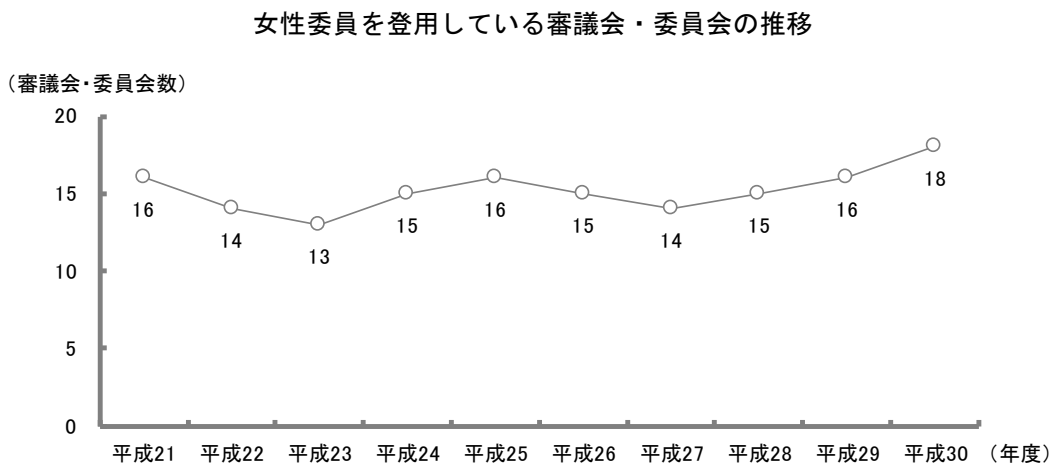
審議会等における女性委員比率の推移をみると、平成 26 年度以前は増減をくり返していましたが、平成 26 年度の 11.1%を境に増加傾向にあり、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて約 1.8 倍増加し、20.0%となっています。



資料：庁内資料

(2) 女性委員を登用している審議会・委員会の推移

女性委員を登用している審議会・委員会の推移をみると、平成 27 年度以前は増減をくり返していましたが、平成 27 年度以降は増加傾向にあり、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて約 1.3 倍増加し、18 となっています。



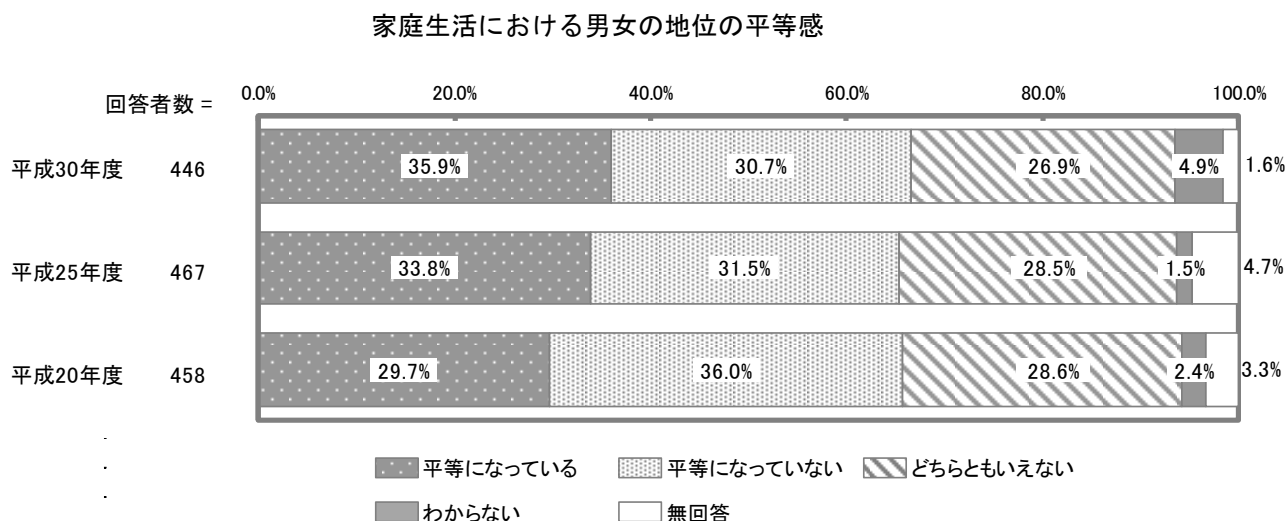
資料：庁内資料

※⁸ 審議会：行政機関に任意に設けられる合議制の諮問機関の名称の一つ。住民各層の利益を代表する事業者・団体委員や、実務・学識経験者などの公益委員により組織される。

6 家庭生活の状況

(1) 家庭生活における男女の地位の平等感

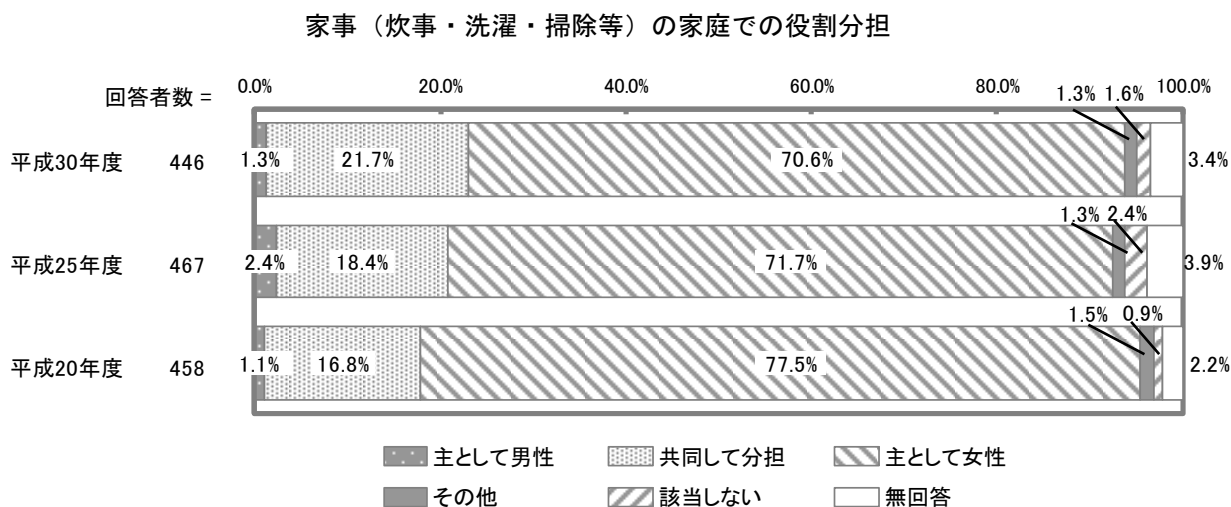
家庭生活における男女の地位の平等感（「平等になっている」の割合）をみると、平成30年度調査で35.9%と、平成25年度調査に比べ2.1ポイント増加しました。



資料：男女共同参画に関する意識調査

(2) 家事（炊事・洗濯・掃除等）の家庭での役割分担

家事（炊事・洗濯・掃除等）の家庭での役割分担をみると、「共同して分担」の割合は、平成30年度調査で21.7%と、平成25年度調査に比べ3.3ポイント増加しました。



資料：男女共同参画に関する意識調査

1 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮することのできる社会のことです。男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

近年、男女共同参画意識は広まりつつあるものの、性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、引き続き、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参画の促進に努めなければなりません。

「第6次寄居町総合振興計画」などの上位計画等で示されている町としての基本的な方向性を踏まえつつ、本計画においても、男女や性的少数者^{※9}(セクシュアル・マイノリティ)などの多様な性のあり方も含め、お互いを認め合うことで生まれる「ひと^わの和」、地域では性別の枠を超えて誰もが積極的に意思表示しその言葉を熱心に聞くことで生まれる「地域の(会)話^わ」、それから男女が認め合う「和^わ」と心を通わせる「話^わ」によって、そこから生まれる信頼の「輪^わ」が町中に広がる「寄居の輪^わ」をイメージし、『寄居町男女共同参画推進プラン 2010』の基本理念を引き続き継承します。

〔 基本理念 〕

ひろげよう ひと^わの和 地域^わの話 寄居^わの輪

※9 性的少数者：同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。性的少数者を表す言葉のひとつに「LGBT」があり、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）の頭文字のこと。

2 基本目標

基本理念のもと、目指すべき姿を実現するために、この計画の基本目標を次のとおり、設定します。

(1) 男女共同参画意識を広める

男女共同参画社会の形成にあたっては、性別による固定的な性別役割分担意識の解消や、旧来から続く社会制度・慣行の見直しに取り組むことが重要です。

子どもから大人まで、あらゆる立場や世代の人々に対し、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、様々な手段で町民への啓発を行い、男女共同参画を推進する基盤を整備します。

(2) 男女共同参画を推進する

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、職場、家庭、地域社会、防災等のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、能力や個性を発揮できる社会づくりを進めます。

女性の活躍を促進するため、その必要性、重要性についての理解を深めるとともに、男女が共に、仕事と家庭や地域での生活との両立を図りながら、子育てや介護等に主体的に関わることができるよう支援していきます。

(3) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するため、DVに対する意識を高めるとともに、DV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組を推進します。

(4) 推進体制を整備する

男女共同参画に関する施策の領域は多岐にわたり、施策の推進には庁内外との連携が欠かせないことから、町民・事業者・民間団体等との連携を強化していきます。

また、庁内各課が十分に調整機能を発揮できるよう、庁内での各施策の位置付けを明確にし、推進体制の整備・強化を図ります。

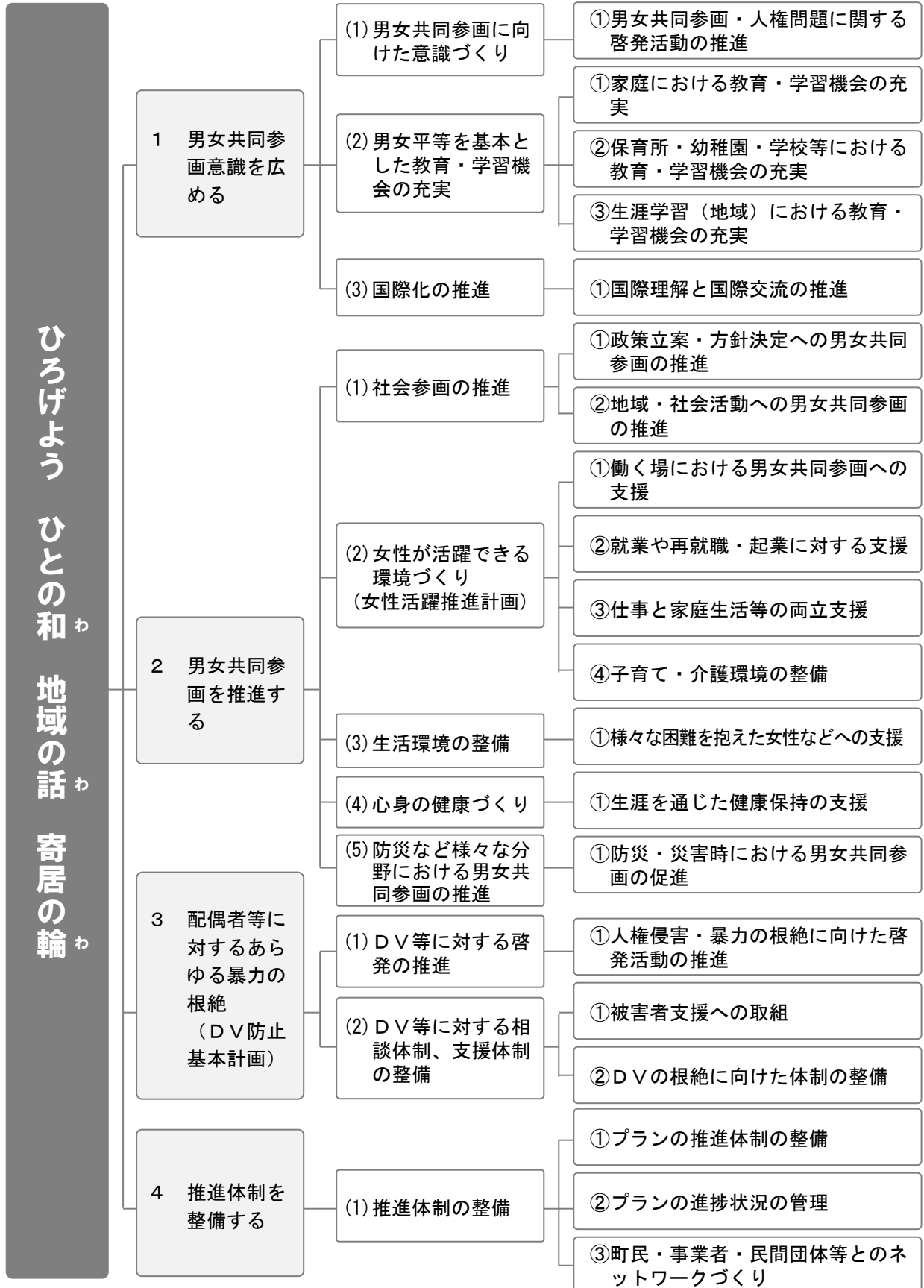
3 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 重点目標 〕

〔 施策の方向性 〕



4 数値目標一覧

9年後の達成を目指す目標値は次のとおりです。

		指 標	前回計画 策定時 (平成20年度)	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和10年度)
基本 目標 1	1	『男女共同参画社会』の認知度の増加	-	69.2%	80.0%
基本 目標 2	2	家庭における男女の地位が平等と感じる割合の増加	29.7%	35.9%	45.0%
	3	審議会等における女性の登用率の増加	12.7%	20.0%	30.0%
	4	女性委員を登用している審議会の数（28 審議会中）の増加	16 審議会	18 審議会	22 審議会
	5	家事（炊事・洗濯・掃除等）を共同して分担している割合の増加	16.8%	21.7%	30.0%
基本 目標 3	6	DV等を受けた人のうち、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」女性の割合の減少	60.3%	53.5%	40.0%
基本 目標 4	7	寄居町男女共同参画広報紙「みんなのWa」の認知度の増加	-	36.1%	45.0%
	8	寄居町男女共同参画推進プランの認知度の増加	35.2%	31.8%	40.0%

<目標及び目標値設定・データの出典>

目標1、2、5、6、7、8 → 「平成30年度 男女共同参画に関する町民意識調査」の調査結果
 目標3、4 → 平成30年4月現在の数値

第4章

施策の方向

1 男女共同参画意識を広める

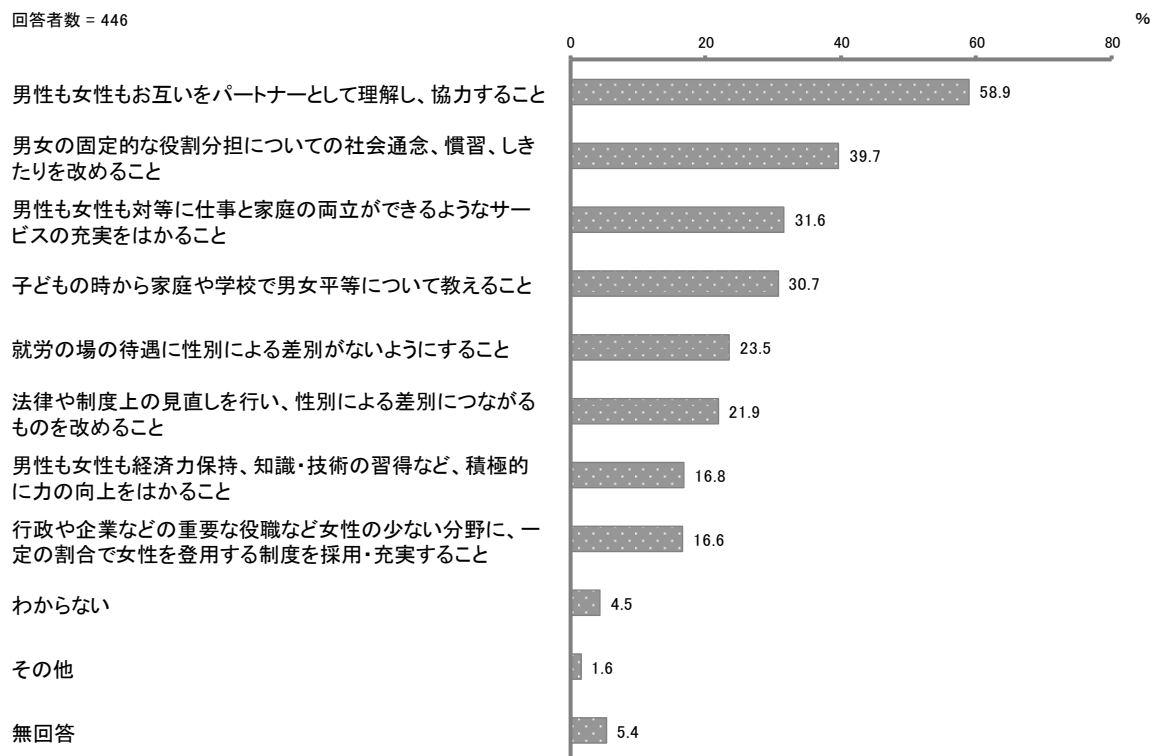
【現状と課題】

男女共同参画に関する意識調査によると、男女共に社会のあらゆる分野にバランス良く積極的に参加していくために必要なこととして、「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」「男女の固定的な役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」といった意見が多く見受けられます。また、依然として社会通念や風潮、政治の場、社会全体の中でみた場合には、男女の不平等感が残っている現状がうかがえます。今後も、引き続き、男女共同参画社会の重要性を周知するとともに、より一層、啓発活動を進めていく必要があります。

加えて、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成することも必要です。

〔共に社会のあらゆる分野にバランス良く積極的に参加していくために、必要だと思うこと〕

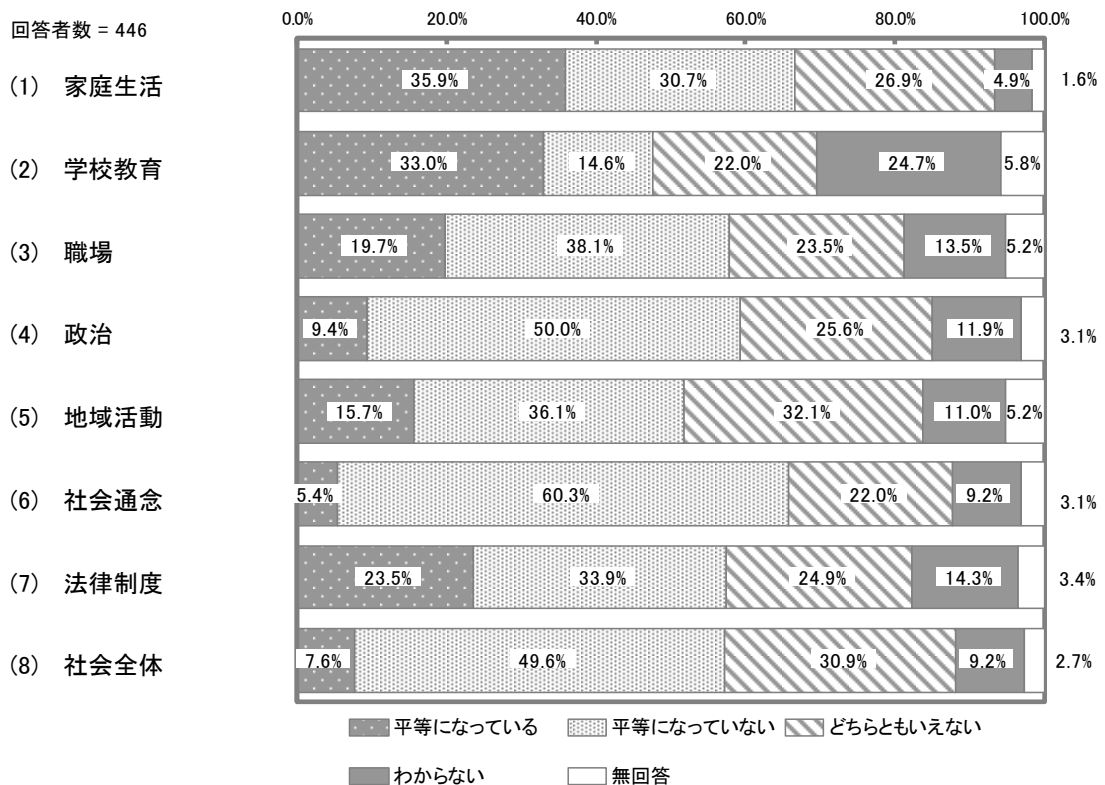
回答者数 = 446



資料：男女共同参画に関する意識調査

- 「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」の割合が 58.9%と最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」の割合が 39.7%、「男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるようなサービスの充実をはかること」の割合が 31.6%となっています。

〔男女の地位は平等になっていると思うか〕



資料：男女共同参画に関する意識調査

- 『(1) 家庭生活』『(2) 学校教育』で「平等になっている」の割合が高くなっています。また、『(4) 政治』『(6) 社会通念』『(8) 社会全体』で「平等になっていない」の割合が高くなっています。

ジェンダーギャップ指数と女性活躍

ジェンダーギャップ指数とは、世界経済フォーラムが発表しているもので、「健康」、「教育」、「経済」「政治」の4つの領域で、男女間の格差がどれくらいあるかを数値化しています。

日本は110位です。何故、日本の順位が低いのでしょうか。

日本の順位が低いのは、「経済」と「政治」の領域での数値が低いことが要因となっています。「経済」では、特に男女間の賃金格差が大きいこと、「政治」では、国会議員の男女比や閣僚の男女比の低さがあげられます。

女性の活躍と経済発展は密接な関係があることから、平成27年には女性の力が十分に発揮され社会の活性化に繋がるよう「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。

男女共同参画の推進が今、求められているのです。

2018年調査

順位	国・地域名	ジェンダーギャップ指数
1	アイスランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822
}		
110	日本	0.662

※調査対象は149の国と地域。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、指数が高いほど男女の格差が小さく、平等であることを表す。

(1) 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

男女共同参画の理念やジェンダー（社会的性別）の視点について正しく理解されるよう、様々な機会やメディアを通じた情報提供や啓発活動の充実を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
1	男女共同参画や人権問題についての講演会・研修会の開催、参加促進	講演会・研修会を開催するとともに、参加への呼びかけを行い、男女共同参画社会の理念や人権問題についての意識啓発の場を提供します。	人権推進課
2	各種メディアによる広報・啓発活動の推進	広報誌、町ホームページ及び人権啓発パンフレットの配布等各種のメディアを用いて、町民への啓発活動を広く行っていきます。	人権推進課 総務課
3	各種講習会・研修会への講師派遣協力	町づくり出前講座等、町民の学習機会の充実のための支援を行います。	人権推進課 生涯学習課
4	男女共同参画や人権問題についての資料収集及び情報提供	男女共同参画や人権問題に関する国・県及び他自治体の情報や図書・視聴覚資料等を収集し、町民への情報提供を行います。	人権推進課 生涯学習課
5	寄居町男女共同参画推進プラン概要版の全戸配布	『寄居町男女共同参画推進プラン』の概要版を全戸に配布して、プランの趣旨や事業内容を周知します。	人権推進課
6	性的少数者への理解促進【新規】	LGBT等の性的マイノリティに対する人権への配慮に向けて、チラシやリーフレットなどで人権意識の高揚を図ります。	人権推進課

(2) 男女平等を基本とした教育・学習機会の充実

施策の方向性① 家庭における教育・学習機会の充実

家庭における固定的な役割分担を見直し、男女共同参画を推進するため、児童・生徒の保護者や家族を対象とした学習機会の充実を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
7	各種メディアによる広報・啓発活動の推進	啓発誌やパンフレットの配布等、各種のメディアを用いて保護者や家族への意識啓発を広く行っていきます。	健康福祉課 人権推進課 子育て支援課
8	家庭における男女共同参画を推進する研修会の開催	児童・生徒の保護者や家族を対象に家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭教育の充実を図るとともに、児童・生徒の健全育成を図ります。	生涯学習課 人権推進課

施策の方向性②

保育所・幼稚園・学校等における教育・学習機会の充実

男女共同参画について正しい理解を浸透させるため、男女共同参画に関する学習を推進します。また、教育関係者の学習、研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
9	発達の段階に応じた保健教育の実施	発達の段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた保健教育の内容の充実を図ります。	教育指導課 子育て支援課
10	男女平等意識に基づいた保育・学習環境の見直し	無意識のうちに固定的な男女の役割分担や差別意識が児童・生徒の意識に植え付けられることを防ぐため、保育・学習環境の見直しを進めていきます。	教育指導課 子育て支援課
11	保育士や教職員等への研修	男女平等を推進するため、保育士や教職員等の研修を積極的に行います。	人権推進課 教育指導課 子育て支援課

施策の方向性③

生涯学習（地域）における教育・学習機会の充実

男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、公民館での講座など身近な地域における住民への学習機会の充実に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
12	生涯学習についての各種活動への支援	町民が生涯にわたり学習機会を得られるように活動場所や情報提供等の支援を行います。各種の活動を紹介し、生涯学習への理解や関心を高めていきます。	生涯学習課
13	地域別・対象者別研修会の開催	町民・公職者や地域団体の役職者等を対象とした研修会を開き、人権問題についての理解を深め、差別のない明るい町づくりの実現を目指します。	人権推進課
14	青少年に向けた学習・啓発活動等の充実	青少年健全育成事業や防犯推進活動を通じて、人権を侵害するような環境から青少年を保護するとともに、男女共同参画意識を高めます。	生涯学習課 生活環境 エコタウン課

(3) 国際化の推進

施策の方向性① 国際理解と国際交流の推進

町内在住外国人との交流の機会を活用しながら、国際的な視点からの男女共同参画に関する情報の共有を進めます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
15	国際化に向けた教育内容の充実	男女共同参画の国際的な潮流について授業に取り入れ国際理解と国際交流の推進を図ります。	教育指導課
16	交流活動の推進	外国人との交流により、諸外国の多様な価値観等の国際的な理解を深める機会を提供します。	生涯学習課 生活環境 エコタウン課 町民課 商工観光課 総合政策課 人権推進課



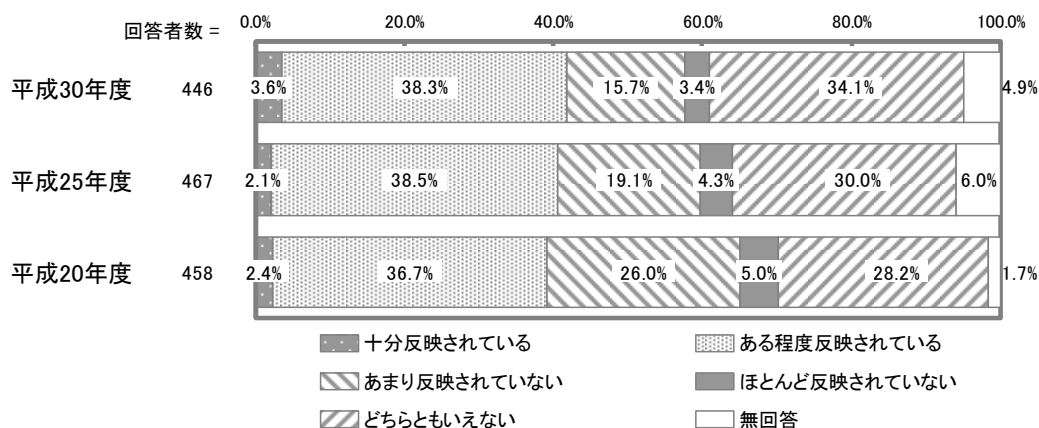
2 男女共同参画を推進する

【現状と課題】

町の男女共同参画に関する意識調査によると、地方自治体などの施策に女性の意見や考え方が「反映されていない」とする意見は調査毎に減少しているものの、審議会等における女性の参画割合の目標は未達成であり、女性の積極的登用などに課題が残ります。政治・経済・地域など、さまざまな分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、行政が率先して改革を進めるとともに事業者や団体等へ働きかけを行うことが必要です。

また、女性の年齢別労働力率は年々上昇し、共働き家庭が増えています。しかし一方で、家事や子育て、介護においては、男性の参画も増えてつつも、依然として女性が担っている割合が高い傾向がうかがえます。国においても「女性活躍推進法」、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の全面施行や、保育所整備や延長保育など保育サービスの充実を進められており、女性が社会に進出し、男性と共に政策や方針の決定に参画していくためには、今後も、子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりに加え、就労を支える家庭への働きかけを進め、女性の活躍を推進していくことが必要です。

〔 地方自治体などの施策に女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思うか 〕



資料：男女共同参画に関する意識調査

- 平成30年度調査で、「十分に反映されている」と「ある程度反映されている」を合わせた“反映されている”の割合が41.9%、「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」を合わせた“反映されていない”の割合が19.1%となっています。
- 平成25年度調査・平成20年度調査と比較すると、「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」ともに割合が減少しています。

さらに、男女共に健康寿命も延伸しています。特に女性は妊娠・出産を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。身体的、精神的な変化、異性に対する理解をお互い深めると同時に、いつまでも健康で生き生きとした生涯を送れるよう、健康づくりの取組が必要です。

また、非正規雇用の労働者やひとり親などが増加しており、貧困の世代間連鎖が大きな問題となっているなか、様々な困難を抱えた人々が、地域で安定、安心した生活を送れるよう、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、自立生活の支援などを進めることも必要です。

一方、災害時に、特に女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災者の肉体的・精神的負担を緩和することが重要であり、その際、東日本大震災の経験等から男女共同参画の視点が欠かせないものとなっています。そのため、防災・復興に係る意思決定の場に女性の視点や能力を十分反映できるよう、女性の参画とリーダーとしての活躍を促進することや、男女共同参画の視点での避難所運営、被災者支援等の体制を推進するとともに、復興の担い手として女性の力を最大限活用する必要があります。



(1) 社会参画の推進

施策の方向性① 政策立案・方針決定への男女共同参画の推進

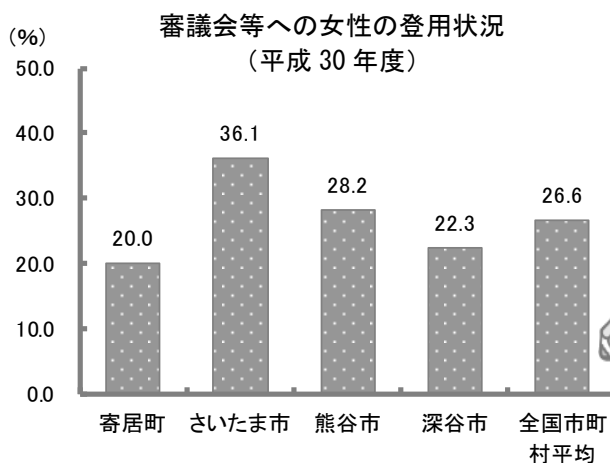
審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策や方針決定に男女の意見をともに取り入れた町政を推進します。また、個人の能力や適性を活かした配置を図り、管理職への登用を促進します。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
17	審議会等への女性の登用促進	審議会等については、女性の構成比率30%を目指し、改選時に女性の登用を進めていきます。	全課
18	人材の育成	各種講座を通じて女性の能力開発支援を行います。	生涯学習課
19	人材の発掘、活用	優れた知識・技能・経験等を持った女性の人材情報を収集し、広く情報提供を行っていきます。	全課
20	女性の社会参画の重要性についての啓発	女性が社会参画することの重要性について啓発するとともに、女性自身の積極性を引き出していくための意識啓発を行っていきます。	人権推進課
21	町職員の人材育成と管理職への登用	町の職員については、意欲と能力のある女性職員の管理職への登用や性別に関わらない適材適所の人事配置に努めていきます。	総務課

コラム

審議会等への女性の登用状況

町の平成30年度の審議会等への女性の登用状況は20.0%となっており、全国市町村平均・近隣他市町村と比較して低い値となっています。



資料：埼玉県平成30年度版男女共同参画に関する年次報告（寄居町、さいたま市、熊谷市、深谷市）
(平成30年4月1日現在。ただしさいたま市のみ平成30年3月31日現在)
内閣府 全国女性の参画マップ（全国市町村平均）（平成30年4月1日現在。）

施策の方向性②

地域・社会活動への男女共同参画の推進

組織の責任ある地位への女性の登用を促進します。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
22	人材の育成	地域・社会活動の中心となるリーダーや町職員を養成します。	人権推進課 総務課
23	人材の発掘と活用	分野を問わず優れた知識や技能、経験等を人に伝える意欲のある人材の活用を図ります。また、人材情報を収集し、情報提供を行います。	全課
24	女性の社会参画の重要性についての啓発 (再掲)	女性が社会参画することの重要性について啓発するとともに、女性自身の積極性を引き出していくための意識啓発を行っています。	人権推進課
25	地域活動の役職などにおける女性の登用促進 【新規】	女性に対し、性別に関わらない、地域活動への積極的な参加や活動の場づくりを促進します。	人権推進課



(2) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

施策の方向性① 働く場における男女共同参画への支援

男女共同参画の視点の重要性について、団体、企業に意識啓発を図ります。また、育児・介護休業制度の男性の取得促進を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
26	職場における性別による役割分担の解消	職場における男女共同参画社会の形成を阻害する性別による固定的役割分担を見直すための意識づくりを図ります。	全課
27	就労に関する制度の周知	事業者や労働者に向けた『男女雇用機会均等法』、『育児・介護休業法』等就労に関する制度の周知を図ります。	総務課 人権推進課 商工観光課
28	家族経営協定 ^{※10} 締結の促進	女性農業者の地位向上や経営の改善に向けた取組を引き続き促進します。	農林課

施策の方向性② 就業や再就職・起業に対する支援

子育て後の女性の再就職に対する支援を図るため、町内の企業や商工会に働きかけをします。また、起業の場の提供や情報発信により、起業を目指す女性への支援を行います。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
29	シルバー人材センターの育成と支援	活力ある地域社会づくりを目的としているシルバー人材センターの育成と支援を行います。	健康福祉課
30	高齢者や障害者への求人情報の提供	ハローワークから提供された情報を庁舎総合案内等に備え付け、情報を提供します。	商工観光課
31	子育て後の女性の再就職に対する支援【新規】	再就職に向けた情報発信や講座を開催します。	商工観光課
32	女性の職業能力育成に対する支援【新規】	職業能力育成の講習会などへの参加を市民や企業に働きかけていきます。	商工観光課

※10 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

施策の方向性③ 仕事と家庭生活等の両立支援

働く男女の仕事と家庭生活の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランス^{※11}についての積極的な情報提供と啓発を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
33	ワーク・ライフ・バランスの周知	労働者に向けてワーク・ライフ・バランスの周知を図ります。	総務課 人権推進課 商工観光課

施策の方向性④ 子育て・介護環境の整備

男女が共に家事、育児、介護などに積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。また、多様な保育ニーズに対応するため、保育環境の整備に取り組むとともに、延長保育事業や一時保育事業などの保育サービスの充実を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
34	『寄居町子ども・子育て支援事業計画』に基づく子育て支援	育児に関する情報提供等を行い、育児不安の軽減に向けた取組を推進します。育児と仕事の両立を支援するため、保育サービス等の充実を図ります。	子育て支援課 健康福祉課
35	子どもの遊び場の提供	街区公園や児童公園を維持管理し、子どもが安心して遊べる場所を提供します。	都市計画課 子育て支援課
36	介護知識の普及・啓発	家庭内介護の負担軽減を目的として、介護者のリフレッシュや介護知識の普及・啓発のための介護教室を開催します。	健康福祉課

※11 ワーク・ライフ・バランス：仕事と私生活とのバランスの取れたライフスタイルのこと。そのことにより、労働者には家庭や地域活動などに参加できる機会が与えられ、事業者にとっても生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながるとされる。

(3) 生活環境の整備

施策の方向性① 様々な困難を抱えた女性などへの支援

介護を要する単身高齢者や生活困窮者など、困難を抱えた人が増加しています。経済的に困難な女性などがさらに複合的に困難な状況に陥らないように、支援が必要な人に対するサービス提供を充実するとともに、介護者に対する情報提供などを行い、双方の心身の負担軽減を図ります。また、地域や家庭で安心して生活できるよう、経済的自立に向けた支援と、生活上の悩みや問題を解消するための相談体制の充実を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
37	高齢者の社会参加と交流機会の拡大	老人クラブ連合会や単位老人クラブを育成・支援し、高齢者の積極的な社会参加と交流機会の拡大を促進します。	健康福祉課
38	障害者福祉制度に基づく支援事業の推進	障害者の施設支援や居宅支援を実施し、介護者の負担軽減と障害者の自立を支援します。	健康福祉課
39	福祉ガイドによるサービスの情報提供	身体障害者手帳や療育手帳の新規交付時に、福祉ガイドを配布してサービス情報を提供します。	健康福祉課
40	ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援 【新規】	ひとり親、生活困窮世帯等の家庭の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談を行います。	子育て支援課 健康福祉課

(4) 心身の健康づくり

施策の方向性① 生涯を通じた健康保持の支援

男女がともに、生涯にわたり身体と心の健康管理・保持増進を図っていけるよう、総合的な支援を進めていきます。特に女性は妊娠・出産の可能性があるため男性とは異なる健康上の問題に直面します。そのため、全ての方に対しリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から支援を行うとともに、啓発活動や学習機会の提供を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援していきます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
41	性の尊重に対する理解の促進	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての啓発を行います。	健康福祉課
42	母子保健事業の充実	妊娠中の飲酒や喫煙が胎児に及ぼす影響についての啓発を行います。 また、産前・産後のサポートや不妊治療などの支援をします。	健康福祉課 子育て支援課
43	エイズや性感染症についての啓発	エイズや性感染症の正しい知識の周知及び感染者に対する偏見を払拭する啓発を行います。	健康福祉課 教育指導課
44	薬物乱用に関する対策の強化	薬物乱用に関する相談窓口との連携及び教職員の薬物乱用防止に関する指導力向上を推進します。	健康福祉課 教育指導課
45	健康意識の向上や健康管理の充実	健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行っていきます。	健康福祉課

コラム

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ （性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは『性と生殖に関する健康・権利』と訳されます。1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議にて提唱された概念です。

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされています。

(5) 防災など様々な分野における男女共同参画の推進

施策の方向性① 防災・災害時における男女共同参画の促進

地域防災における男女共同参画を推進するため、性別を超えた地域防災活動への参画促進や、防災組織団体等の充実を図ります。

また、男女共同参画の観点から震災時の避難所運営に向けた準備を行います。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
46	地域防災における男女共同参画の充実 【新規】	地域ボランティアへの参画促進、防災組織への女性登用の促進を図り、地域防災への参画を促進します。	自治防災課
47	女性の視点に立った防災対策の推進 【新規】	男女共同参画の視点に立った避難所運営訓練等の実施など、防災の分野に女性の視点やニーズを取り入れます。	自治防災課

コラム

防災における男女共同参画

災害時には、応急、復旧・復興の場面においても、意思決定の場への女性の参画割合が低く、女性の意見が反映されないなど、平常時における男女共同参画社会に係る課題がより一層顕著になって現れてきます。

平成 23 年に発生した東日本大震災では、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所も見られるなど、その弊害が顕在化しました。

男女で必要なものに違いがあり、プライバシーへの配慮も男女によって違います。しかし、防災対策は、これまで多くの場合、男性が携わってきたため、その部分まで目が届かない状況となっており、固定的な役割分担意識も強化される結果となっています。

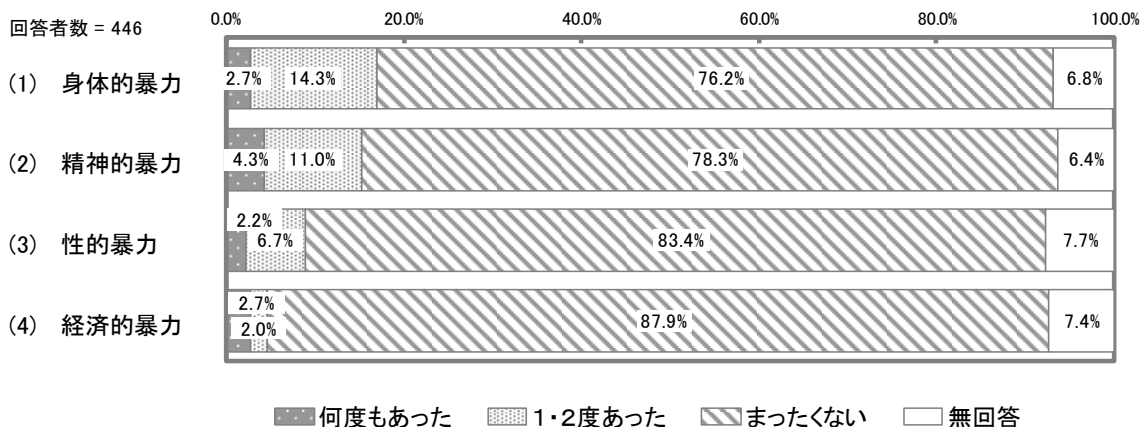
そういった弊害の解消には、防災分野での女性の参画が不可欠です。災害対応において女性が果たす役割は大きいことを認識し、女性の意思決定の場への参画や、リーダーとしての活躍を推進することが重要であり、平常時から男女共同参画の視点で防災について考えておくことが大切です。

3 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

【現状と課題】

「DV防止法」の改正、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正されました。男女共同参画に関する意識調査によると、配偶者からの暴力について、身体的暴力で17.0%、精神的暴力で15.3%、性的暴力で8.9%、経済的暴力で4.7%の方があつたとなつており、また、女性の被害者のうち「相談した」は4割以上である一方、「相談できなかった」「相談しようと思わなかつた」人は半数を超えています。DV被害はなかなか他人には相談しにくいという現状もあることから、DV被害者の多くが潜在化していることも考えられます。今後一層、積極的な広報・啓発を行い、暴力をなくしていくとともに、相談機関の周知や情報提供の充実を図り、安心して相談できる体制づくりを進めることが重要です。

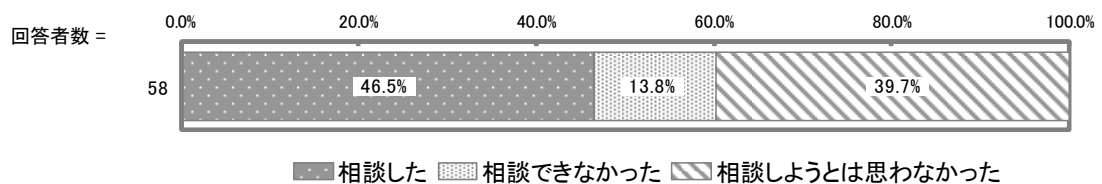
〔 配偶者から受けたことのある行為 〕



資料：男女共同参画に関する意識調査

- ・『(1) 身体的暴力』『(2) 精神的暴力』で「何度もあつた」と「1・2度あつた」をあわせた“あつた”の割合が、それぞれ17.0%、15.3%と高くなつています。

〔 受けた行為についての相談の有無（女性） 〕



資料：男女共同参画に関する意識調査

- ・「相談した」の割合が46.5%と最も高く、次いで「相談しようと思わなかつた」の割合が39.7%、「相談できなかった」の割合が13.8%となつています。

(1) DV等に対する啓発の推進

施策の方向性① 人権侵害・暴力の根絶に向けた啓発活動の推進

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメントの根絶に向け、町民及び団体、企業に向けた啓発を推進します。

また、若年層のDV被害に対して、デートDV^{※12}など、恋人間における暴力についての周知啓発を進めます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
48	DVやセクハラ防止のための広報・啓発活動の推進	DVやセクハラ等に対する認識や対処方法を周知するための啓発活動を行います。	総務課 人権推進課 商工観光課
49	デートDV等若年層への啓発の推進 【新規】	学生（児童・生徒）等、若年層を対象に、デートDV等の理解の促進や、性の商品化などの有害な環境から青少年を守るための啓発活動を行います。	人権推進課

コラム

あらゆる暴力とは

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

【身体的暴力】

殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざすなど。

【精神的暴力】

「誰のおかげで生活できるんだ!」「役立たず!」などの暴言、交友関係や毎日の行動を細かく監視、何を言っても無視するなど。

【性的暴力】

望まない性行為の強要、避妊に協力しないなど。

【経済的暴力】

必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせるなど。

※12 デートDV：恋人間で暴力により相手を思い通りにすること。暴力には殴る・蹴るなどのほか、言葉の暴力、メールチェックなど様々な形があります。

(2) DV等に対する相談体制、支援体制の整備

施策の方向性① 被害者支援への取組

必要に応じて遅滞なく専門的な支援が行えるよう、庁内の関係各課のみならず、県や児童相談所との連携の他、警察や関係機関との連携強化を図り、DV被害者などの保護に努めます。また、被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向け、被害者の抱える問題に沿って必要な情報提供や支援に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
50	相談業務の充実	被害者への相談窓口の周知や相談しやすい環境づくりを進めます。	人権推進課
51	DV被害者の緊急時の保護と自立に向けた支援の強化	埼玉県北部福祉事務所や関連機関との連携により、的確な緊急保護及び自立支援を強化します。	人権推進課

施策の方向性② DVの根絶に向けた体制の整備

様々なメディアを活用したDV防止に関する広報・啓発活動を進めるとともに、若年者に対する意識醸成も図ります。また、配偶者に対する暴力と関連の深い児童虐待について、早期発見のネットワークづくりとともに、未然に防ぐための取組を進めます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
52	DV対策に向けた体制の整備	被害者の具体的な支援策を協議・調整するため、庁内の関係課の連携を強化し、DV対策に関する庁内の役割分担を明確化します。	人権推進課及び関係課
53	担当職員の資質向上	相談や緊急時の保護等について、適切な対応が取れるように各種研修会への積極的な派遣を行います。	人権推進課

4 推進体制を整備する

【現状と課題】

平成15年（2003年）に『寄居町男女共同参画推進プラン』の策定後、社会状況の変化への対応やそれまでの成果を踏まえながら、『寄居町男女共同参画推進プラン2010』を策定し、様々な制度を整備し、施策を展開してきました。

また、『寄居町男女共同参画推進プラン』に基づいて実施される各種の施策に対し、町民の意見を反映するため、町民の代表として選出された「寄居町男女共同参画推進懇話会」が設置されています。

プランの進捗状況を管理し、各事業のより実効性のある推進を図るとともに、評価・見直しを行う評価システムを取り入れていくことが必要です。

男女共同参画は様々な分野にわたる課題であり、行政機関だけで推進することは困難です。地域の課題解決にあたっては、町民はもとより、地域団体、事業者、民間団体など、多様な主体との連携や協働が今後も不可欠です。

コラム

寄居町男女共同参画広報紙「みんなのWa」

寄居町では、男女共同参画広報紙「みんなのWa」を毎年度発行しています。毎戸配布するものと、若者向けに成人式で配布するものをそれぞれ発行することで、町民一人ひとりに男女共同参画に対する様々な情報を発信しています。



(1) 推進体制の整備

施策の方向性① プランの推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けてより効果的なプランの見直しや策定を進めていくことが重要になります。

庁内推進委員や他の自治体との相互協力及び情報交換から具体的に計画を推進するために必要な基礎を築くとともに、新たな計画で更なる推進体制の整備を行っていきます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
54	『寄居町男女共同参画推進プラン』の改定	国・県の動向や町民の意見を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた計画を改定していきます。	人権推進課
55	推進体制の強化	計画の着実な推進のため、庁内推進委員会のより良い運営や条例制定の検討を行っていきます。	人権推進課
56	国・県・近隣市町村との協調	国・県・近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集を行い、町の施策へ反映していきます。	人権推進課

施策の方向性② プランの進捗状況の管理

寄居町男女共同参画庁内推進委員からの事業実施状況報告をもとに、寄居町男女共同参画推進懇話会の意見を取り入れながら、プランの進捗状況の管理を行います。

進捗状況の管理にあたっては、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本に、年度ごとに「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のサイクルで行います。

また、5年毎に町民意識調査を行い、計画の推進がどのように町民意識に影響を与えたのか状況を把握します。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
57	プランの進捗状況の把握	寄居町男女共同参画庁内推進委員の協力により、事業実施状況の取りまとめを行います。	全課
58	町民意識調査の実施	計画見直しの際に町民意識調査を実施し、町内の男女共同参画の進捗状況を把握します。	人権推進課

施策の方向性③ 町民・事業者・民間団体等とのネットワークづくり

町民・事業者・民間団体等と連携をとり、計画推進のためのパートナーシップを強化していきます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
59	町民・事業者・民間団体との連携	男女共同参画に関する取組を行う町民・事業者・民間団体の情報を把握し、団体間の連携を図ります。	人権推進課
60	寄居町男女共同参画推進懇話会の開催	本プランに基づく施策について町民意見を反映させるため推進懇話会を開催し、プランの実施状況や推進に関する事項について町に意見を報告してもらいます。	人権推進課

